【第１３条の３の３　調整交付金の額の算定方法】
の改定案に関する参考資料

FIT制度におけるインボイス制度導入の影響について

再エネ大量導入・次世代NW小委員会（第47回）（2022年12月6日）資料3より抜粋

- 現行制度においては、**買取義務者は、仕入れの事実を記載した帳簿および区分記載請求書の保存を要件として、全ての認定事業者（課税・免税の区別無し）との取引について仕入税額控除ができる。**
- インボイス制度開始後は、認定事業者へ支払う買取価格のうち、買取義務者は仕入れの事実を記載した帳簿および適格請求書（インボイス）の保存等を要件として、インボイス発行事業者との取引についてのみ仕入税額控除が可能。
- インボイスを発行できない**免税事業者などとの取引において、買取義務者はインボイスを取得できないため、当該取引分の仕入税額控除ができない。**

＜FIT制度における資金の流れ概要（イメージ）＞

○現在（～2023.10まで）

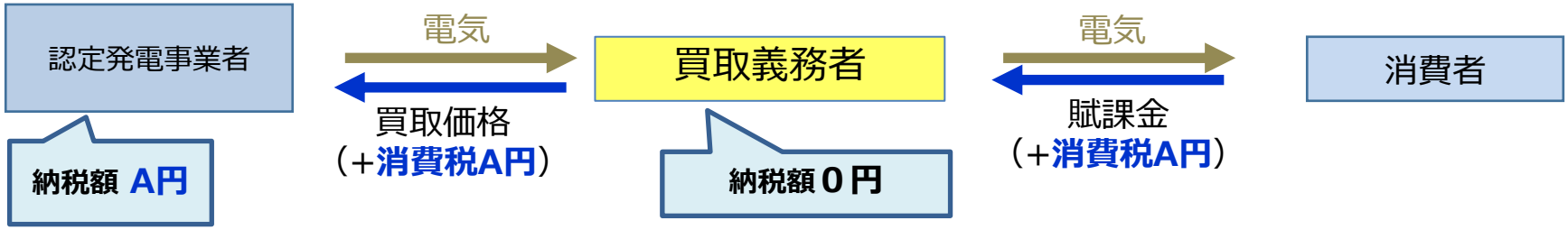

○インボイス導入後（2023.10～）

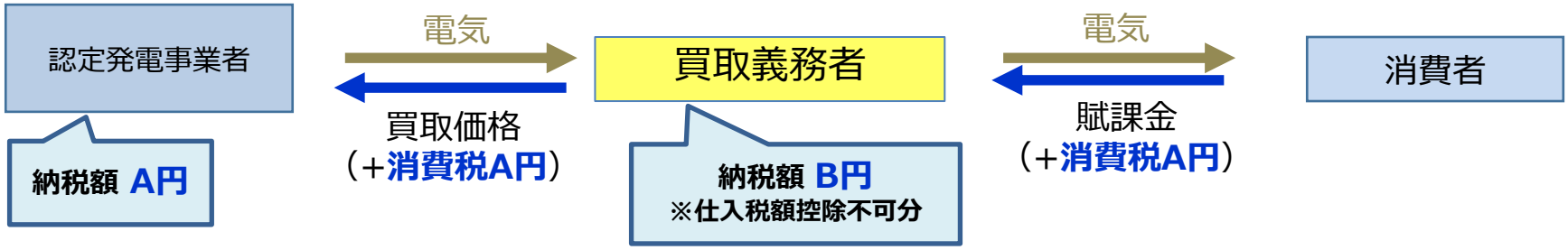

インボイス制度の導入に伴うFIT制度運用上の対応方針（案）

再エネ大量導入・次世代NW小委員会（第49回）（2023年2月9日）資料3より抜粋・一部修正

- インボイス制度の導入に伴い、**買取義務者に過度な負担が生じ買取業務の継続が困難となることのないよう、既認定の課税事業者については、インボイス発行事業者としての登録を適切に促していく必要がある**。
- 具体的には、**買取義務者とも連携**して、**課税事業者のインボイス登録**に向けて、**認定事業者へのメール・はがき送付や検針票・web明細等による個別周知等**に適切に取り組んでいく。

（※）**免税事業者の方**に向けて、**インボイスの登録がなくとも現行の買取価格が変更されることがないこと**も併せて発信していく。

- こうした取組を大前提に、**インボイス制度導入後に買取義務者に生じる新たな消費税負担**に関して、**来年度**については、**FIT制度において手当する**こととしてはどうか。

（※）**調査結果（インボイス登録済／予定ありの割合）から機械的に試算される、来年度に仕入税額控除ができない額**は、
10kW未満の太陽光分が**約15億円**、10kW以上の太陽光分が**約39億円**、風力・地熱・中小水力・バイオマス分が**約4億円**。

- その上で、**FIT認定事業者のインボイス登録の状況**や、**資源エネルギー庁・買取義務者の周知等の取組**等を**継続的にフォローアップ**し、その動向もふまえた上で、**今後のFIT制度上の対応**や、**課税事業者のインボイス登録に向けて既認定案件も含めて更なる追加的な対応**等を今後検討していくこととしてはどうか。

【第13条の３の３　調整交付金の額の算定方法】の改定案の該当部分

- **調整交付金**とは、**再エネ電気の買取業務全般に要した費用**として買取義務者に交付される金額
- **調整交付金の算定**にあたって、15条の３の規定に基づき算定した額（再エネ電気の買取に要した費用）から控除する額を「**仕入税額控除できる消費税額**」とする。